

## 知って得する！話題のトレンドワード(第6回)

### ポイント解説！スッキリわかる「個人情報」

2023.10.19



いま話題のトレンドワードをご紹介します本企画。第6回のテーマは、「個人情報」です。言葉の意味、そしてその背景や関連する出来事を解説していきます。みなさまのご理解の一助となれば幸いです。

#### 個人情報とは

個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法」。国の行政機関や独立行政法人、地方公共団体などをはじめとして個人情報を取り扱う全ての事業者や組織が守らなければならない共通のルールです。誰も仕事や学校、町内会などで名簿を作成する、名簿の情報を利用するなどの状況で個人情報を扱いますが、この法律はもちろん、思いやりと良識をもってすべての人が個人情報保護に努める必要があります。そのために、まずは個人情報とは何か、どんな情報が個人情報として扱われるのか、知っておきましょう。

#### 関連する出来事などの背景

氏名や性別、生年月日、住所などの情報は、個人のプライバシーに関わる大切な情報です。これらの情報を活用することで、行政や医療、ビジネスなどさまざまな分野において、サービスの向上や業務の効率化が図られるなどのメリットがある一方で、個人情報の漏えいや不正取得、不正利用など個人の権利や利益を侵害する危険性が高まっています。実際、ECサイトやインターネット銀行などのID・パスワード、支払い情報などが盗用されて財産が侵害される、実名公開その他によるSNSでの誹謗中傷などのさまざまな被害が表面化しています。

そこで、こうした個人のプライバシーにかかわる情報、すなわち「個人情報」の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を守ることを目的とした「個人情報保護法」（正式名称「個人情報の保護に関する法律」）が2003年5月に制定、2005年4月に全面施行されました。その後、個人情報保護法は、デジタル技術の進展などを背景に3回の大きな改正が行われてきました（個人情報保護法については、個人情報保護委員会「個人情報保護等」の情報が参考になります）。

個人情報を正當に保護するため、まずはどのような情報が個人情報になるのかを知っておくと良いでしょう。個人情報の定義は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」が参考になります。

それでは、以下で内容を確認していきましょう。… 続きを読む